

大分県報

令和元年
第二二二号
七月十九日

（金曜日）

目次

規則

大分県立自然公園条例施行規則の一部改正……………一

大分県自然海浜保全地区条例施行規則の一部改正……………二

告示

林業種苗法による生産事業者の登録……………二

道路区域の変更……………三

選挙管理委員会告示

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正……………三

病院局告示

大分県立病院の利用に係る料金の収納事務の委託……………三

公告

競争入札参加者の資格に関する公示……………三

一般競争入札の実施……………五

土地改良区の役員の就退任（六件）……………七

土地改良区の役員の退任……………一〇

規則

大分県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月十九日

大分県知事 広瀬 勝貞

大分県規則第二十四号

大分県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

大分県立自然公園条例施行規則（昭和三十三年大分県規則第二十四号）の一部を次のよう

令和元年七月十九日

大分県報（規則）

に改正する。

第六条第三号中「灯ろう」を「灯籠」に改め、同条第十一号中「土留よう壁」を「土留擁壁」に改め、同条第十三号中「こう配緩和」を「勾配緩和」に改め、同条第十五号中「給じ台」を「給餌台」に改め、第十六号の二を第十六号の三とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 境界標（不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。）を設置すること。

第六条第十六号の三の次に次の七号を加える。

十六の四 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備又はそれが付帯

する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。）すること。

十六の五 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲（径の変更を除く。）で張り替えること（色彩の変更を伴わないものに限る。）。

十六の六 電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

十六の七 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。

十六の八 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等（以下この条において「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。

十六の九 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが三メートルを超えない施設であつて、

道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

十六の十 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）

の防除の目的で、カメラを設置すること。

第六条第二十二号中「いばら」を「茨」に改め、同条中第二十二号の二十を第二十二号の二十一とし、第二十二号の三から第二十二号の十九までを一号ずつ繰り下げ、同条第二十二号の二中「（平成十六年法律第七十八号）」を削り、同号を同条第二十二号の三とし、同条

第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

第六条中第三十二号の十一を第三十二号の十三とし、第三十二号の二から第三十二号の十

までを二号ずつ繰り下げ、第三十二号の次に次の二号を加える。

三十二の二 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

三十二の三 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

第六条中第三十三号の二十一を第三十三号の二十六とし、同条第三十三号の二十中「もの。」を「もの」に改め、同条中同号を第三十三号の二十五とし、第三十三号の十七から第三十三号の十九までを五号ずつ繰り下げ、第三十三号の十六を第三十三号の二十とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三の二十一 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

第六条中第三十三号の十五を第三十三号の十九とし、第三十三号の十四を第三十三号の十八とし、第三十三号の十三を第三十三号の十六とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三の十七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第六条中第三十三号の十二を第三十三号の十五とし、第三十三号の十一を第三十三号の十四とし、第三十三号の十を第三十三号の十二とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三の十三 県立自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

第六条中第三十三号の九を第三十三号の十一とし、第三十三号の八を第三十三号の九とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三の十 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第六条中第三十三号の七を第三十三号の八とし、第三十三号の三から第三十三号の六までを一号ずつ繰り下げ、第三十三号の二の次に次の一号を加える。

三十三の三 認定保護増殖事業等の実施のために条例第十三条第四項第十号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

第七条の二第一号中「第十六号の二」を「第十六号の十」に、「第三十二号」を「第三十二号の三」に改め、同条第三号中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七条の二第三号の改正規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行の日から施行する。

大分県自然海浜保全地区条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年七月十九日

大分県規則第二十五号
大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県自然海浜保全地区条例施行規則の一部を改正する規則

大分県自然海浜保全地区条例施行規則（昭和五十五年大分県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第五号中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

附則

この規則は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行の日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第百二十二号
林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和元年七月十九日

一 登録番号
西部第八十六号
大分県知事 広 瀬 勝 貞

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所
株式会社万年山

三 生産事業の内容
玖珠郡玖珠町大字山田一八一〇番地

四 種穂 採取、精選

五 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成
株式会社万年山

玖珠郡玖珠町大字山田

大分県告示第百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年七月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年七月十九日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道小挾間大分線	由布市挾間町赤野字今在家一四九〇番二地先から 由布市挾間町赤野字台一五三四番地先まで	前	メートル 七・八 四・〇	メートル 三二九・〇
	由布市挾間町赤野字今在家一四九〇番二から 由布市挾間町赤野字台一五三四番地先まで	後	三二・〇 一・〇	三二九・〇

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第三十七号

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示（昭和五十年大分県選挙管理委員会告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

令和元年七月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 一 指定病院中
「杵築オレンジ病院」を
「医療法人オレンジ会清和病院」に改める。
「大字船部二一六七―二〇」を
「大字船部二一六七―二〇」に改める。
- 四 指定老人ホーム中

令和元年七月十九日

「特別養護老人ホーム日田園」を
ユニット
大字石井二七―一二
日田 市 延 寿 寮
大字庄手六八五―一三
「特別養護老人ホーム日田園」を
ユニット
大字石井二七―一二に改める。

○病院局告示

大分県病院局告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、次のとおり大分県立病院の利用に係る料金の徴収事務を委託した。

令和元年七月十九日

大分県病院局長 田 代 英 哉

- 一 受託者の住所及び名称
大分市末広町二丁目十番二十二号

朝日警備保障株式会社

代表取締役 伊 藤 更 治

- 二 委託期間等

1 期間
令和元年七月一日から令和四年六月三十日まで

2 時間

(一) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）並びに十二月二十九日から翌年の一月三日まで（祝日法による休日を除く。）

午前八時三十分から翌日の午前八時三十分まで

(二) (一)に掲げる日以外の日

午後四時三十分から翌日の午前八時三十分まで

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込ま

大分県報（告示・選管委告示・病院局告示・公告）

れるので次のとおり公示する。

令和元年七月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

大分県職員ポータルシステム等 一式

二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第百四十八号。以下「告示」という。）第八條第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

(三) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満の場合

(六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二條第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。））、暴力団（同條第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。））若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

ロ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

ハ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造

を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五六

3 申請の時期

令和元年七月十九日から同月三十一日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html>

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 告示第二條各号に掲げる事由に該当すると判明した場合

- (三) 告示第四条第二項及び第六条第二項に規定する申請において、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合
- (四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕若しくは起訴され、又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合
- 2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたこと等、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。
令和元年7月19日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 借入物品及び数量
大分県職員ポータルシステム等 一式
- (2) 借入期間
令和2年2月1日から令和7年1月31日まで
(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
ただし、契約締結日から令和2年1月31日までの期間において、動作確認のための試用期間については賃借料は発生しないものとする。
- 2 契約条項を示す場所及び日時
- (1) 場所 大分県商工観光労働部情報政策課システム開発第一班
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号(県庁舎新館13階)
電話番号 097-506-2941
- (2) 日時 令和元年7月19日(金)から令和元年8月6日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- 3 入札説明書の交付場所及び日時
上記2に同じ
- 4 大分県物品等電子入札システムの利用
本案件は、大分県物品等電子入札システム(以下「物品等電子入札システム」という。)で入札の手続を行う。その他、当該入札に係る事項は、入札説明書に定めるもののほか物品等電子入札システム運用基準(以下「運用基準」という。)による。
なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を下記10に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。

5 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。
- (3) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類を令和元年8月9日(金)午後5時までに上記2に掲げる部局に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。
- (4) 調達仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。
- (5) この公告の日から下記11に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約を締結している者
- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者
- 6 競争入札に参加する資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間
物品等電子入札システムにより入札参加申請を、令和元年8月6日(火)午後5時までにを行うこと。
なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札(見積)参加届出書(運用基準様式第6号)」を、令和元年8月6日(火)午後5時(必着)までに持参又は郵送(書留郵便

<p>に限る。)により上記2に掲げる部局に提出すること。</p> <p>また、入札参加資格を有さず下記7の審査を申請する者は、入札参加申請に加え、競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和元年8月23日(金)午後5時(必着)までに持参又は郵送(書留郵便に限る。)により上記2に掲げる部局に提出すること。</p> <p>7 競争入札参加資格に関する事項</p> <p>競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の期限 令和元年7月31日(水)午後5時</p> <p>(2) 申請書類の入手場所 大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は下記(3)にて交付を受けるところ。</p> <p>URL https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html</p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号(県庁舎本館2階) 電話番号 097-506-2956</p>	<p>項の規定により再入札を行う。この場合における再入札の入札金額の入力期限、入札書の提出期限及び開札日時は別途通知する。</p> <p>(2) 再入札は2回までとする。</p> <p>13 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>14 入札保証金 免除とする。</p> <p>15 契約保証金 落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国(公団を含む。)又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じとする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>16 入札の無効 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したものの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>(5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p> <p>(6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札 なお、氏名とは、法人代表者の入札の場合及び代理人の入札の場合のいずれも、商号又は名称及び代表者氏名をいう。</p> <p>17 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。</p> <p>(3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自</p>
<p>8 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>9 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間</p> <p>(1) 期間 自 令和元年8月27日(火) 午前9時 至 令和元年8月29日(木) 午後5時</p> <p>10 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 上記2に同じ</p> <p>(2) 提出期限 令和元年8月29日(木)午後5時(必着)までに持参又は郵送(書留郵便に限る。)により上記2に掲げる部局に提出すること。</p> <p>11 物品等電子入札システムによる開札</p> <p>開札予定日時 令和元年8月30日(金) 午前9時</p> <p>12 再入札</p> <p>(1) 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4</p>	

18 その他
 治法施行令第167条の2第8項又は第9項の規定により随意契約を行うものとする。

(1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受け
 る。

(2) その他の詳細は、入札説明書による。

19 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required

One set of Oita Prefecture Portal system

(2) Time limit for tender

5 : 00 p.m. 29 August 2019

(3) Contact point for the notice

Information Policy Division

Commerce, Industry, Tourism and Labor Department

Oita Prefectural Government

3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501

TEL (097) 506-2941

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、初瀬井路
 土地改良区（大分市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出
 があった。

令和元年七月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

(退任役員)

役名 氏名

住 所

理事 後 藤 文 夫

大分市大字奥田四九番地五

(就任役員)

役名 氏名

住 所

理事 油 布 吉 文

大分市大字奥田四九六番地

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、小田井堰
 土地改良区（佐伯市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出

があった。

令和元年七月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

(退任役員)

役名 氏名

住 所

理事 清 田 武 春

佐伯市鶴岡町三丁目一〇番六号

〃 須 平 洋 一

〃 大字鶴望二九八三番地

〃 戸 坂 春 夫

〃 大字鶴望二七三五番地

〃 白 井 定 美

〃 大字鶴望三九七〇番地

〃 吉 川 爲 義

〃 白坪一一番七号

〃 廣 瀬 新 一 郎

〃 大字鶴望九五八番地一

〃 廣 瀬 秋 生

〃 大字鶴望九五六番地一

〃 藤 田 直 己

〃 大字稲垣一〇〇番地二

〃 伊 達 雄 一

〃 大字上岡一八七〇番地

〃 大 崎 栄 治

〃 大字上岡一六七七番地一

〃 加 藤 宗 義

〃 弥生大字小田三八三番地

〃 今 山 孝 雄

〃 大字上岡五〇三番地一

〃 木 許 功 二 彦

〃 大字稲垣五二五番地一

〃 片 苧 吉 治

〃 大字鶴望四五四番地

(就任役員)

役名 氏名

住 所

理事 加 藤 宗 義

佐伯市弥生大字小田三八三番地

〃 須 平 洋 一

〃 大字鶴望二九八三番地

〃 清 田 武 春

〃 鶴岡町三丁目一〇番六号

〃 戸 坂 春 夫

〃 大字鶴望二七三五番地

令和元年七月十九日

大分県報（公告）

一〇

役員名		住所	
〃	田代 信一郎	〃	庄内町庄内原七四九番地
〃	後藤 誠一	〃	挾間町古野一〇二五番地
〃	芝野 隆行	〃	庄内町西長宝一〇六一番地
〃	泥谷 孝茂	〃	大分市大字野田九一二番地の一
〃	日野 倉樹	〃	由布市庄内町櫟木六六二番地
〃	平松 十四生	〃	挾間町北方五二二番地
〃	池田 慶司	〃	福岡県大野城市上大利三丁目四番二六号
監事	津行 俊治	〃	由布市庄内町高岡五四九番地
〃	中谷 正夫	〃	大分市大字野田九八一番地の一
〃	佐藤 和昭	〃	由布市庄内町東大津留一四三番地
理事	佐藤 高信	〃	由布市庄内町西二二一番地三
〃	三重野 邦人	〃	〃 庄内町東長宝六七五番地一
〃	泥谷 孝茂	〃	大分市大字野田九一二番地の一
〃	池田 慶司	〃	福岡県大野城市上大利三丁目四番二六号
〃	日野 倉樹	〃	由布市庄内町櫟木六六二番地
〃	平松 十四生	〃	挾間町北方五二二番地
〃	生野 道明	〃	〃 庄内町庄内原四九五番地一
〃	松尾 幸利	〃	大分市大字野田四八三番地
〃	安部 文武	〃	由布市庄内町小挾間六三三番地
〃	三重野 修	〃	〃 庄内町東長宝二五番地
監事	津行 俊治	〃	〃 庄内町高岡五四九番地

〃	伊藤 正穂	〃	庄内町西長宝一三二〇番地一
〃	安東 孝浩	〃	挾間町古野二六〇番地

役員名	氏名	住所
理事	濱田 照喜	宇佐市大字大根川三五五番地

（退任役員）

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、宇佐土地改良区（宇佐市）から、退任役員の名氏及び住所について次のとおり届出があった。

令和元年七月十九日

大分県知事 広瀬 勝 貞